令和８年　第９回南九州市農業委員会　議事録

１．日　時　　令和８年９月 29 日（火）　午後２時 00 分～

２．場　所　　新庁舎２Ｆ会議室

３．出席委員(18 人)

会　　長	1 番　本木下 裕一		
会長職務代理	2 番　大隣 初美		
委　　員	3 番　山下　信一郎	4 番　宮原 俊郎	5 番　杤川 明子
	6 番　雪丸　堅	7 番　松永 克生	8 番　池田　慎
	9 番　大坪 幸博	10 番　下之門 信洋	11 番　瀧山　貴文
	12 番　樋渡　洋男		14 番　吉﨑 久男
	15 番　西野　直樹	16 番　泊　啓一郎	17 番　桑代 純一
	18 番　髙江 京子	19 番　有薗　篤男	

４．欠席委員(１人)

13 番　東垂水 勝秀

５．議　題

○ 開会の宣言
○ 会長諸般の報告
○ 事務局長諸般の報告
○ 開議の宣告
○ 日 程 第 １　　会議録署名委員の指名
○ 日 程 第 ２　　会期決定の件
○ 日 程 第 ３　　議案審議に係る通知事案について
○ 日 程 第 ４　　農業経営改善計画認定者の報告について
○ 日 程 第 ５　　議案第 51 号　農地法第３条許可申請に対する許可について
○ 日 程 第 ６　　議案第 52 号　農地法第５条許可申請に対する許可について
○ 日 程 第 ７　　議案第 53 号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
○ 日 程 第 ８　　議案第 54 号　非農地証明願について
○ 日 程 第 ９　　辞任に対する意見決定について
○ 日程第 10　　その他
○ 閉議の宣告
○ 閉会の宣言

6．農業委員会事務局職員

事務局長　田原　一豊
庶務係長　新原　小百合　大久保　弘和
農地係長　神村　洋一　　中村　智治

7．会議の概要

開　会　午後２時 00 分

事務局長　　御起立願います。
「一同　礼」
今月の農業委員会憲章唱和は、山下委員になりますのでよろしくお願いいたします。
（農業委員会憲章　唱和）
御着席願います。

議　　長　　それでは、出席確認を行います。東垂水委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。
これより令和８年第９回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議　　長　　まず会長諸般の報告でございますが、別添１の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議　　長　　続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長　　（諸般の報告をおこなう。）

議　　長　　只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようですので、これより本日の会議を開きます。
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。
なお、本日は追加議案が１件提出されておりますので、議事日程を追加します。追加議案を日程第９とし、「その他」を日程第 10 として進めます。

議　　長　　日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は会議規則第 19 条第２項の規定により、８番池田委員、９番大坪委員を指名し、会議書記に庶務係長を指名いたします。

議　　長　　日程第２「会期決定の件」を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日９月 29 日の１日間で御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの１日間とすることに決定しました。

議　　長　　資料２ﾍﾟｰｼﾞの日程第３「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めま

す。

事 務 局　　説明致します。議案は 3 ﾍﾟｰｼﾞからでございます。

農地法第 18 条第 6 項よる通知事案が 37 件ございました。

貸人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

貸人主導によるもの 9 件、借人主導によるもの 28 件です。

地目の内訳は、田 14 筆　9,478 ㎡、畑 120 筆　167,199 ㎡の合計　134 筆　176,677 ㎡で、頴娃地域 21 件、知覧地域 14 件、川辺地域 2 件です。

以上で説明を終わります。

議　　長　　只今の事案について、質疑はありませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議　　長　　続きまして、資料 10 ﾍﾟｰｼﾞの日程第４「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事 務 局　　説明致します。

今回は、新規認定３件、再認定 12 件です。新規認定の内訳といたしましては、頴娃地域２件、知覧地域１件、営農類型としましては、工芸農作物＋露地野菜の複合経営１件、工芸農作物経営２件であります。

再認定の内訳といたしましては、頴娃地域６件、知覧地域５件、川辺地域１件で、営農類型としましては、工芸農作物経営２件、雑穀・いも類＋工芸農作物＋露地野菜の複合経営１件、工芸作物＋露地野菜の複合経営３件、雑穀・いも類＋露地野菜の複合経営２件、雑穀・いも類経営１件、雑穀・いも類＋養鶏の複合経営１件、雑穀・いも類＋露地野菜＋施設野菜の複合経営１件、露地野菜経営１件であります。

以上で説明を終わります。

議　　長　　只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議　　長　　次に、資料 16 ﾍﾟｰｼﾞの日程第５　議案第 51 号「農地法第３条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局　　説明致します。議案は 17 ﾍﾟｰｼﾞから、説明資料は 1 ﾍﾟｰｼﾞからの3条所有権移転6件でございます。

譲渡人は、福岡県筑紫野市の〇〇〇〇さん、譲受人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請です。

地目の内訳は、畑 24 筆　22,386 ㎡です。理由につきましては、規模拡大２件、

自給的農業２件、相手方の要望２件です。

今回の取引の中で申請番号3につきましては、山林・宅地・空き家含めての売買との事ですので、申請番号3番を除外しますと、10a当たりの取引価格につきましては、〇〇千円か〇〇千円程度となり、10a当たりの取引価格の平均につきましては〇〇千円でございます。

地域別では、頴娃地域２件、知覧地域３件、川辺地域１件です。

以上で説明を終わります。

議　　長　　只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第51号「農地法第３条許可申請に対する許可について」は申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第51号全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に，資料20ﾍﾟｰｼﾞの日程第６　議案第52号「農地法第５条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。〇〇委員お願いします。

〇番委員　　報告いたします。議案は 21 ﾍﾟｰｼﾞの申請番号1番です。説明資料は2ﾍﾟｰｼﾞからになります。

譲渡人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、同じく頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、頴娃町〇〇字〇〇〇〇番他1筆の畑、計〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

譲受人は、市内で〇〇を営む〇〇です。

現在、実家住まいで手狭になったため、農地を取得し農家住宅を建築するものです。

申請地の北側は水路に、東側は里道に、南側は市道に、西側は宅地に接しています。

現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ自然流下させます。

汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。

日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　次に、申請番号２番を〇〇委員お願いします。

〇番委員　　報告いたします。議案は 21 ﾍﾟｰｼﾞの申請番号2番です。説明資料は8ﾍﾟｰｼﾞからになります。

譲渡人は、知覧町○○の○○○○○さん、譲受人は、知覧町○○の○○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○番の畑○○㎡で、○○自治会に位置します。

譲受人は、○○に居住する個人です。

現在、借家居住でありますが手狭になったため、農地を取得し住宅を建築するものです。

申請地の北側・東側は畑に、東側は畑に、南側は宅地及び畑に、西側は宅地及び市道に接しています。

現状のまま利用し、境界にはよう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ自然流下させます。

汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。

日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　次に、申請番号３番、４番を○○委員お願いします。

○番委員　報告いたします。議案は 22 ﾍﾟｰｼﾞの申請番号3番です。説明資料は 12 ﾍﾟｰｼﾞからになります。

譲渡人は、川辺町○○の○○○○○ほか4名、譲受人は、姶良市の○○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○○番ほか7筆の田や畑計○○㎡で、○○自治会に位置します。

譲受人は、○○に居住する個人です。

申請地を取得し、国道に接する申請地に○○を整備するものです。

申請地の北側及び西側は農道に、東側は市道に、南側は国道に接しています。

最高 1.54mの盛土及び最高 0.81mの切土を行います。境界にはよう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は、計画図内に設置する○○を介し、申請地東側道路側溝へ放流します。

汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して、雨水同様、地下調整池を通り、申請地東側道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして、議案は 23 ﾍﾟｰｼﾞの審議番号4番です。説明資料は 20 ﾍﾟｰｼﾞからになります。

譲渡人は、愛知県名古屋市の○○○○○さん、譲受人は、川辺町○○の○○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○○番ほか1筆の畑計○○㎡で、○○自治会に位置します。

譲受人は，○○で○○を営む個人です。

申請地に隣接する○○で○○を営んでおりますが、○○が不足するため、申

請地を取得し利用するものです。

申請地の北側は山林及び地目水路（現況里道）に、東側及び西側は山林に、南側は里道に接しています。

現状のまま利用しますが、緩衝地を設けますので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。

日照・通風等については、農機具・資料等の置場として利用しますので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事 務 局　　補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

申請番号1番から4番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

申請番号1番については、転用目的は農家住宅となっています。農家住宅は、農地台帳に 1,000 ㎡以上の経営面積が登録されている方である事が条件となっていますが、譲受人はその条件を満たしていることを確認しております。

また、農家住宅については、概ね 1,000 ㎡の面積基準となっていますが、本件の申請面積は〇〇㎡となっており超過していますので、理由書の中で、説明がされております。申請地北側は土手部分からの後退面積〇〇㎡あり、それを控除する〇〇㎡となり、概ね 1,000 ㎡という面積基準を満たしていると判断されます。

申請番号3番の農地区分は、農用地区域内農地である2筆の農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され，申請地の南側隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号3番については、許可に際し特記事項が多くございます。

議案の転用事由や備考欄に※1から※7までを表記してございますので、それぞれ説明致します。

※1では、本転用計画は、農地8筆以外に宅地2筆、原野1筆と一体利用する計画となっております。

※2 については、配置計画図の P18 ページをご確認ください。計画地内を通っている法定外公共物である里道、水路がありますが、市財政課と協議が整い、市より払い下げを受け、付け替え水路を新たに設置する計画とのことです。また、この計画については地元水利組合とも合意済であります。

※3 については、本申請の譲受人は〇〇さん個人でありますが、個人から〇〇の事業主体である〇〇に貸し出すかたちとなるところです。なお、〇〇は、法人

登記簿によりますと、令和7年12月登記で、設立目的には、転用目的にある○○が記されております。当該法人は○○を経営する○○の関連会社であると現地調査時に説明を受けております。

※4 については、本件農地区分は、第1種農地であるため、県常設審議委員会意見聴取が必要となります。

※5 については、農地8筆のうち、2 筆部分は、農業振興地域における農用地区域内農地であります。令和8年4月の農業委員会総会で農振除外について適当であるとの意見をいただき、現在、農業振興課において農振除外の手続き中となっており、農地転用許可は、農振除外承認後となります。

※6 については、農地8筆のうち、5筆部分は、地域計画に位置付けられた農地であります。地域計画内の農地を転用する場合、農業倉庫など農業目的以外への転用の場合は、事前に地域計画変更の手続きが必要となり、農地転用許可も、地域計画変更承認後となります。

※7については、本件は全体計画面積が○○㎡であり、3,000 ㎡超の都市計画区域内にありますので、県の開発許可が必要となっております。転用許可については、各種法令適合を確認し、開発許可後の農地転用許可となるところです。

スケジュール的には、※4 の県常設審議委員会が 10/5、※5 の農振除外見込は 10 月予定、※6 の地域計画変更は9月末予定、※7 の開発許可は、事前協議を含めると4～6か月程度の期間を要するとなっているようですので、農地転用上の必要手続きは 10 月には終える見込みですが、その後、地域計画変更、農振除外を経て、最終的には、※7の県の開発許可が年末以降となりそうなので、それに合わせての転用許可となる見込みです。

以上で補足説明を終わります。

（ここで、配布の各種条件ごとの農地転用許可までのスケジュールについて説明）

議　　長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 52 号「農地法第５条許可申請に対する許可について」は、申請番号１番、２番及び４番については申請どおり許可し、申請番号３番については、許可相当として鹿児島県農業会議の常設委員会に意見を聴取することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって議案第 52 号については、申請番号１番、２番及び４番は申請どおり許可し、申請番号３番は許可相当して鹿児島県農業会議の常設審議委員会に意見を聴取することに決定いたします。

議　　長　　次に、資料 24 ﾍﾟｰｼﾞの日程第７　議案第 53 号「農地中間管理事業に係る農

用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

事 務 局　説明します。議案は 25 ページからになります。
利用権設定について、今回の契約開始は令和８年 12 月１日開始分となっています。
所有者である利用権を設定する者は、奈良県奈良市の○○○○さん、耕作者である設定を受ける者は、大阪府大阪市の○○ほかです。
設定面積は、田 99 筆 76,221 ㎡、畑 226 筆 380,465 ㎡の合計 325 筆 456,686 ㎡で、頴娃地域 166 筆、知覧地域 154 筆、川辺地域５筆となっております。
内訳として、新規分が 49 筆、前回基盤法が 45 筆、前回農地バンクが 231 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 37 ページに表示してあります。
次に、農地バンクの農地売買等事業による所有権移転について説明いたします。
議案は 38 ページからになります。
所有者である出し手は、知覧町○○の○○○○さん、担い手である受け手は、頴娃町○○の○○○○ほかです。
面積は、全て畑の 34 筆計 70,981 ㎡で、頴娃地域 30 筆、知覧地域２筆、川辺地域２筆となっております。
以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
以上で説明を終わります。

議　　長　只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、利用権設定について、○○委員が 321 番から 325 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

○番委員　所有権移転が増えているが、売買の価格を公表することはできないですか。

事 務 局　10a当たりの取引価格の平均なら公表は可能です。今回の10a当たりの取引価格の平均は○○万円程度です。

委　　員　「異議なし」の声あり

議　　長　質問、御意見がありませんので採決いたします。
議案第 53 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　「異議なし」の声あり

議　　長　異議なしと認めます。
よって、議案第 53 号 に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議　　長　引き続き、議案第 53 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審

議を行います。

それでは、関係委員の退室を求めます。

（退　　室）

議　　長　　これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第53号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第53号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

（入　　室）

議　　長　　関係委員に報告いたします。

議案第53号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議　　長　　次に、資料41ﾍﾟｰｼﾞの日程第８　議案第54号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。〇〇委員お願いします。

〇番委員　　報告いたします。議案は42ﾍﾟｰｼﾞの審議番号1番です。説明資料は25ﾍﾟｰｼﾞからになります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で、〇〇自治会近くに位置します。

願人の祖父が昭和25年頃まで耕作し、その後も管理をしていましたが、祖父の死亡により、父が相続しましたが、父は管理していませんでした。その後、父も亡くなり、申請人が相続しましたが管理が出来ず、現在は杉が繁茂している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　次に、審議番号２番を〇〇委員お願いします。

〇番委員　　報告いたします。議案は42ﾍﾟｰｼﾞの審議番号2番です。説明資料は28ﾍﾟｰｼﾞからになります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番ほか2筆の田や畑計〇〇㎡で、〇〇自治会近くに位置します。

願人の父母が耕作していましたが、高齢のため徐々に耕作できなくなり、昭和50年頃に杉を植えました。その後父母が亡くなり相続しましたが、現在は杉が繁茂(ハンモ)しており、周辺に悪影響がないように管理している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事 務 局　　補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議　　長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 54 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第 54 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議　　長　　次に、本日別冊で追加議案の提出がありました、日程第９　議案第 55 号「辞任に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局　　説明いたします。

資料は本日配布しました資料です。〇〇委員より、一身上の都合により辞表が提出されたところでございます。

辞任につきまして、農業委員会等に関する法律第 23 条に「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。

農業委員会の同意は、総会出席委員の過半数の賛成により議決されることになっておりますので、審議をお願いいたします。

また、辞任の同意が得られた場合ですが、委員の補充につきましては、10 月から募集を行う予定であります。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 55 号「辞任に対する意見決定について」は、辞任に同意すること

に御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第 55 号については、辞任に同意することに決定いたします。

議　　長　　次に、日程第 10「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長　　今後の日程について連絡

議　　長　　その他にありませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和８年第９回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長　　「一同礼」

閉　会　午後３時20 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第２項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会議録署名委員　８番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会議録署名委員　９番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿